

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年1月19日

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

資 料

概 要	-----	1
改正内容	-----	1
施 行 日	-----	1
今後のスケジュール	-----	1

総 務 課

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○概要

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、国の非常勤職員との均衡や会計年度任用職員の適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対し勤勉手当が支給可能となったことに伴い、育児休業中の会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、規定の改正を行います。

○改正内容

育児休業をしている職員のうち、勤勉手当の支給に係る基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員に対し、勤勉手当を支給することとしています。

これまで、会計年度任用職員は、勤勉手当の支給がなかったため、上記の規定の対象となる職員から除外していましたが、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、育児休業中の会計年度任用職員に対しても勤勉手当の支給を可能とするため、当該除外規定を削除する改正を行うものです。

支給対象者（改正前）	支給対象者（改正後）
育児休業をしている職員（ <u>会計年度任用職員を除く</u> ）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員	育児休業をしている職員（ 会計年度任用職員を除く ）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員

《会計年度任用職員の育児休業の取得要件》

- ・ 子の出生後8週間（57日間）以内の育児休業
 - （ア）子の誕生日から起算して8週間（57日間）と6月が経過する日以降も引き続き在職することが見込まれること。
 - （イ）1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。
- ・ 子の出生後8週間（57日間）経過後の育児休業
 - （ア）子が1歳6か月に達する日以降も引き続き在職することが見込まれること。
 - （イ）1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。

○施行日

令和6年4月1日

○今後のスケジュール

- ・ 令和6年2月中旬 3月議会定例会で議案を提案